平成２５年（フ）第３１１号
福井県勝山市郡町２丁目３番11号
債務者　木田　周二
1　決定年月日時　平成25年11月27日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神田　芳和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月11日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４７号
松江市鹿島町恵曇301番地１、住民票上の住所東京都文京区春日２丁目４番15号スタート21―305
債務者　片寄　英治
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　峠田　晃宏
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
松江地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３１７号
函館市昭和２丁目１番７号
債務者　渡部　美佳
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３４４号
函館市東山１丁目17番14号
債務者　福田　裕幸
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３０６号
埼玉県大里郡寄居町大字鉢形3447番地３　エーデルハイム102
債務者　大平　勝也
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３０４号
愛知県豊田市折平町西屋敷576番地22、前住所愛知県豊田市深見町常楽999番地199
債務者　西　　真策
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４３２号
愛知県西尾市西幡豆町南岡割70番地２
債務者　永井洋品店こと　永井　良稔
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第５１５号
埼玉県越谷市瓦曽根２丁目５番53号
債務者　増井理恵子
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第９６９号
千葉県市原市南国分寺台３丁目５番地２　ハイツ時田Ａ101
債務者　植**草**　幸是
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９７０号
千葉県市原市南国分寺台３丁目５番地２　ハイツ時田Ａ101
債務者　植**草**　洋子
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９７１号
千葉県市原市南国分寺台３丁目５番地２　ハイツ時田Ａ101
債務者　植**草**美由紀
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０１２号
千葉県船橋市宮本４丁目14番６号
債務者　作本　　裕
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６４号
京都府京丹後市網野町下岡954番地の２
債務者　本田　哲也
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２５年（フ）第３２８号
高知県香南市赤岡町945番地
債務者　中川　道代
1　決定年月日時　平成25年11月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１０６４号
札幌市中央区南９条西12丁目１番36―202号
債務者　三上　春美
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５３１号
札幌市白石区栄通７丁目６番32号　ファーストコートＢ―403号
債務者　西川　理教
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６８４号
札幌市白石区南郷通１丁目北７番13号　パークハイツ401号
債務者　善塚　　一
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部